

改正

平成24年3月26日訓令第6号

平成27年3月24日訓令第13号

枝幸町建設工事等共同企業体運用基準

第1 建設工事共同企業体の運用基準

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

1 特定企業体の運用基準

(1) 活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事を施行するに際し、技術力等を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、その規模はおおむね土木工事にあつては1億円以上、建築工事にあつては2億円以上とする。

特定企業体は、共同企業体を競争入札の参加要件として定めたことにより結成される場合のほか、工事情報の公開内容に基づき、その情報のうちの特定の工事を目途に結成される場合がある。

(2) 結成方法について

特定企業体の円滑な運営を確保するため、構成員となる企業の自由な意思に基づく任意で結成させることとする。

ただし、グループ別又は一括して共同企業体の構成員となる要件を備えた者を選考したときは、当該資格者に対し建設工事名等を通知することとする。

(3) 共同企業体と単体企業との混合指名及び一般競争入札等における資格要件の公示におけるその取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度の高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と共同企業体の混合による入札ができるものとする。

(4) 特定企業体の構成員数とその構成

特定企業体の構成員数は、原則として町内に主たる営業所を持つ地場業者を1社以上含め

た2社又は3社で、その構成は最上級に格付されている者同士又は最上級及び第二位等級に格付されている者との組合せとし、この基本に沿う特定企業体を活用することを原則とする。

2 経常企業体の運用基準

(1) 経常企業体の活用対象

経常企業体を発注に当たって活用する場合は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された経常企業体を対象とすることを原則とする。

(2) 中小建設業者の受注機会の確保のための活用

中小建設業者の受注機会の確保のために前記の(1)の目的で構成された経常企業体を活用することは有用であり、このため級別格付審査時の客観事項の総合的な加算や申請の随時受付の特例措置を講ずるものとする。

(3) 経常企業体の構成員数とその構成

円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、経常企業体の構成員数は原則として町内に主たる営業所を持つ地場業者を1社以上含めた2社又は3社で、構成は同級に格付されている者若しくは直近等級に格付されている者との組合せとし、この基本に沿う経常企業体を活用することを原則とする。

第2 建設工事共同企業体の取扱い

1 共同企業体の資格要件等

(1) 構成員の資格要件

共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(2) 構成員の技術的要件

ア 特定企業体

発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置し得ること。

イ 経常企業体

工事1件の請負代金が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主

任技術者（地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することと認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事1件の請負代金が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。

(3) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

(4) 資格審査

ア 特定企業体

特定企業体の資格審査は、財政課長が申請書を受理し、枝幸町建設工事等競争入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）が資格事項を審査の上、申請者等にその旨を通知するものとする。なお、この場合の競争入札への参加申込みは、資格審査申請によりあったものとみなす。

イ 経常企業体

経常共同企業体の資格審査は、財政課長が受理し、委員会が資格事項を審査の上、申請者等にその旨を通知するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、単体企業に準じた取扱いとする。

(5) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書

2 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払が完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

特定工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事の契約が継続された日までとする。

3 経常企業体の存続期間

経常企業体の存続期間については、資格者名簿に登載された日の属する年度の末日とする。

ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。）は当該工事が完成し、かつ、工事の請負代金等の受領等が完了したとき又は跡請保証をしている場合は、跡請保証金が返還されるときまでは、なおその効力を有する。

4 経常企業体の解散

経常企業体の資格の有効期限内にその企業体が解散した場合は、財政課長に解散届を提出させるものとする。

5 共同企業体との契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）及び附属協定書を添付するものとする。
- (3) 契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

6 様式

共同企業体に係る様式は、様式第1号から様式第3号までによるものとする。

第3 その他

- 1 この運用基準の実施に関し必要な事項は、委員会が定めるものとする。
- 2 この運用基準等により難い特別の事由があるときは、その都度、町長の承認を得て別段の定めをすることができる。

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年3月26日訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日訓令第13号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。